公共下水道への接続はお済みですか

公共下水道が整備された区域内に住んでいる方は、遅滞なく下水道に接続することが法律で義務づけられています。

●問い合わせ
上下水道課　内線１３３

下水道に接続すると

・台所、お風呂、トイレなどの排水が側溝や川などに流れることがないため、蚊やハエなどの害虫の発生や悪臭を防ぐことができます。
・水洗トイレの設置が可能となり、くみ取り便所特有のにおいがなくなります。
・浄化槽を使用している方は、浄化槽の維持管理（清掃など）の負担がなくなります。

公共下水道に接続するには

①公共下水道の接続工事は、町が指定する排水設備指定工事店に相談してください。
②複数の指定工事店に現地調査を依頼し、見積もりを徴収してください。工事の契約は指定工事店と直接契約してください。
③町への申請手続きは、契約をした指定工事店が代わりに行います。
④工事完了後、上下水道課職員の立会いで検査を行い、公共下水道の使用を開始し、下水道使用料を徴収します。

契約する際の注意

・町では、工事業者の紹介やあっせんはしていません。
・見積もりは同一条件で複数の業者へ依頼してください。見積もりが有料の場合もありますので、事前に業者へ確認してください。
・工事契約の内容について、工事の期間・内容・材料・追加工事などが明示されているかを確認してください。

下水道の正しい使い方

下水道は公共施設ですので、一人ひとりが正しく使用しないと下水道管の詰まりや下水道ポンプなどの故障の原因となります。次のことに注意してください。
・トイレにはトイレットペーパー以外の紙を流さないでください。
・台所の生ごみや油は下水道管が詰まる原因となるため、流さないでください。
・アルコール、灯油、シンナーなど有害物質を流すと、下水道管内でガス化して、爆発する恐れがあるため、流さないでください。
・町の下水道は分流式のため、雨水は汚水管に流さないでください。汚水管に雨水を流すと管から汚水があふれ、汚物が散乱します。

排水設備の維持管理と点検

下水道には大きく分けて町が管理する部分と個人が管理する部分があります。各個人で維持管理していただかなければなりません。
・台所付近にあるますは、ます内に油かすがたまり、排水管の詰まりの原因になるため、月に一度は清掃してください。回収した油かすは、燃えるごみとして出してください。
・他のますも年に1回は開けて清掃などをしてください。
・水洗便器や床排水口などが詰まった場合は、水を流しながら、市販のラバーカップを上下に動かして、詰まりを取り除いてください。ラバーカップで詰まりを取り除けない場合は、皆さんの負担になりますが、町が指定する排水設備指定工事店へ修理を依頼してください。
※町が指定する排水設備指定工事店は町ホームページをご覧ください。